

●子育てに必要な費用は支給されます

里親手当 約9万円/月

養育里親と専門里親に支給される手当です。

※養子縁組里親、親族里親は対象外。

※専門里親は金額が異なります。

+

生活費 乳児(0歳) 約6.4万円/月 乳児以外 約5.5万円/月

日常生活に必要な諸経費です。

※乳児・乳児以外で金額が異なります。

+

その他

学校などに必要な教育費、医療機関にかかるための医療費なども支給されます。

●里親さんたちの声

わが家に4か月の女の子がやってきました。夫婦ふたりの生活は賑やかに、充実した時間を過ごしています。毎晩私の腕に収まり、眠る愛しい子。血の繋がりはなくても、かけがえのない家族です。(受託児童 1さい)

やっていることは、どこにでもいるお父さん・お母さんでも変わりありません。と変わりありません。楽しいことばかりでなく苦勞も多いですが、こどもが大人になって振り返った時、生きた糧にしてくれると信じて日々、奮闘しています。(受託児童 1さい)

18歳になって巣立って行ったこどもたち。こどもたちと過ごしたかけがえのない日々は絆を深め、今は実家のようにこどもたちを支え、いつでも「おかえり」と迎え入れたいと思います。(受託児童 高校生)



●Q & A

Q.どんな人が里親になっていますか。

A.共働きの方、お子さんのいる方、子育てが終わって一息ついた方もなることができます。年齢の制限もありません。

※子どもの養育に支障が出る場合には、調整が必要となることもあります。

Q.里親=養子縁組だと思ってました。

A.養子縁組里親のイメージが先行しがちですが、血の繋がりがや法律的な繋がりがなくても親子のように絆を育ていच्छる養育里親の方もたくさんいらっしゃいます。

Q.短期での受け入れならできそうなのですが。

A.お子さんの養育ができなくなる家庭の事情はそれぞれですが、緊急的または短期的にお子さんを預かっていただく場合の受け皿がまだまだ足りていない現状です。

新潟市では、そんな緊急的・短期的な受け入れをしてくださる養育里親さんを特に募集しています。

●お問い合わせ先

新潟市児童相談所
家庭支援課管理係 里親担当

○住所
〒951-8133
新潟市中央区川岸町1丁目57番地1

○電話番号
025-230-7777

○メール
jiso@city.niigata.lg.jp



まずは制度説明会にお越しください! ⇒



里親制度をご存じですか?



新潟市里親PRキャラクター
ペアるん・ミラるん

あなたを必要としている
こどもたちがいます。

新潟市児童相談所



新しい「目」で、新しい「心」で、新しい「新潟市」

新潟市

●里親とは…

親の病気や離婚など様々な事情により、家庭で暮らすことが困難な子どもたちを家庭の一員として、保護者の代わりに深い愛情と理解をもって自分の家庭で育ててくださる方を『里親』といいます。

児童福祉法に基づき、このような子どもたちの養育を里親になることを希望する方に願いますのが『里親制度』です。

●里親の種類

養育里親 ※養子縁組里親と併せて登録が可能

家庭で生活することができなくなった子どもを一定期間養育する里親です。

保護者が子どもを引き取れるようになるまで、もしくは大人になるまで養育をお願いします。

養子縁組里親 ※養育里親と併せて登録が可能

養子縁組によって子どもと法律上の親子になることを希望する里親です。

実親さんから養子縁組の同意が得られていることが委託の対象となり、養子縁組には家庭裁判所への許可または審判が必要です。

専門里親

里親として3年以上の養育経験がある方や児童福祉業務の職務経験がある方などが更に研修を受けて認定される里親です。特に専門的なケアが必要な子どもの養育をお願いします。

親族里親

両親の死亡や行方不明、病気などやむを得ない事情がある場合、子どもの扶養義務者及びその配偶者が里親として養育するものです。

●里親になるための要件

里親になるための特別な資格は必要ありませんが、下記の要件を満たしていることが必要です。

- 児童養育に対する理解や熱意と愛情を持っていること
- 経済的に困窮していないこと
- 本人及び同居人に、子どもの養育に関して虐待等の問題がないこと
- 本人及び同居人が、禁固以上の刑や罰金刑等に処せられていないこと
- 里親研修を修了していること

●登録までの流れ

①制度説明会への参加 / 児童相談所への相談

まずは制度を知るために毎月各区で開催している「里親制度説明会」にご参加いただくとイメージを膨らませやすくなります。児童相談所へ直接お問い合わせいただくことも可能です。※制度説明会の詳細は裏面「二次元コード」より

②研修・実習受講

基礎研修1日、登録前研修1日、施設実習2日の計4日間の研修・実習を受講します。※要件によっては研修の一部を免除することが可能です。

③里親申請

ご意向を固めていただいた上で、里親登録の申請をしていただきます。申請後、児童相談所の職員が家庭訪問による調査を行い、審査の後に登録の可否が決まります。

④里親認定・登録

審査の結果、里親として認定・登録されます。

●里親になった後は…

里親として登録された後は、委託が可能な状態となりますが、子どものお話が必ず行く訳ではありません。

里親は社会的養護が必要な子どものための制度であることをご理解いただいた上で登録をお願いしております。

●登録後の支援

相談

児童相談所の専門職がお子さんに関する相談に応じます。子育ては決して一人ではできません。児童相談所と一緒にお子さんの養育を支援していきます。



交流

里親さん同士が悩みを共有できる「里親ひろば」やお子さんも含めて交流ができるイベントを随時開催しています。



研修

里親登録後の子育ての悩みに対応するため、専門職による研修会やペアレントトレーニングなど、子どもについて学んでいただく機会を毎月提供しています。

